

のおがた

議会だより

3 月 定 例 会

- ◆平成 3 0 年度直方市一般会計補正を可決
- ◆平成 3 1 年度直方市一般会計予算及び特別会計予算を可決

3 月 定 例 会 に 提 出 さ れ た 議 案 と そ の 結 果

【報 告】※ 報 告

- 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（道路災害に係る損害賠償の額を定めること）
- 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（市営住宅家賃滞納に係る民事調停）

【専 決】※ 承 認

- 議案第 1 号 専決処分事項の承認について（平成 30 年度直方市一般会計補正予算（第 5 号））

【条 例】※ 原 案 可 決

- 議案第 2 号 直方市集会所、生活館及び人権研修センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 直方市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 直方市情報公開条例の全部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 直方市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 直方市市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 直方市児童センター条例を廃止する条例について
- 議案第 1 7 号 直方市隣保館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 直方市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 直方市市民公園条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 直方市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例について
- 議案第 2 1 号 直方市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 直方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 直方市ごみ散乱防止に関する条例の一部を改正する条例について

【予 算】※ 原 案 可 決

- 議案第 5 号 平成 30 年度直方市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 6 号 平成 30 年度直方市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 7 号 平成 30 年度直方市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 号 平成 30 年度直方市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 9 号 平成 30 年度直方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 0 号 平成 30 年度直方市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 1 号 平成 30 年度直方市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 7 号 平成 31 年度直方市一般会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 31 年度直方市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 31 年度直方市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 31 年度直方市介護保険特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 31 年度直方市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 2 号 平成 31 年度直方市上頓野産業団地造成事業特別会計予算
- 議案第 3 3 号 平成 31 年度直方市下水道事業会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 31 年度直方市水道事業会計予算

【人 事】※ 原 案 同 意 ・ 可 決

- 議案第 2 5 号 直方市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 2 6 号 人権擁護委員の推薦について

【そ の 他】※ 原 案 可 決

- 議案第 4 号 市道路線の認定について
- 議案第 2 4 号 財産の取得について

議案の内容

3月定例会で提案された議案の中から、平成31年度直方市一般会計予算に計上された汚泥再生処理センターと幼児教育の無償化についてご紹介します。

◆ 平成31年度直方市一般会計予算

今年度の当初予算は、4月に市長及び市議会議員選挙が行われることから、いわゆる骨格予算となっています。しかし、今年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、260億5,500万円となり、前年度に比べ、10億6,600万円（4.27%）の増額となっています。

大幅な増額となった主な要因は、平成29年度から継続事業として取り組んでいる汚泥再生処理センター建設に関する費用が計上されているためです。また、10月から実施される幼児教育の無償化に伴う予算も計上されています。

◎ 汚泥再生処理センター

現在、本市で稼働しているし尿処理施設は、建設から50年以上が経過し、老朽化も著しく、これまで修繕を行うなどして何とか維持してきました。そこで、これに替わる新たな施設として、汚泥再生処理センターを建設しており、今年度は、建設事業総額39億3,700万円のうち19億5,979万3,000円を計上しています。なお、2021年4月1日稼働予定です。

◎ 幼児教育の無償化

幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減、少子化対策の観点から、幼児教育が消費税率引き上げ時の2019年10月から無償化されることになりました。

対象者は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業を利用する3歳から5歳の全ての子どもまたは住民税非課税世帯の子どもであって保育の必要性がある0歳から2歳の子どもが対象となっています（利用する施設により上限額があります）

また、認可外保育施設などを利用する子どもたちについても、保育の必要があると認定された3歳から5歳の子どもまたは保育の必要があると認定された住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもを対象として利用料が無償化されます（上限額があります）

具体的な手続きなどについては、現在、検討が行われています。

委員会

の審査

各常任委員会は、3月7日及び8日に行われ、付託された議案について審査しました。
その主な内容です。

総務常任委員会

平成31年度直方市一般会計予算（総合政策部関係）

まず、1点目に、第6次直方市総合計画策定委託料が計上されていることから、総合計画に示す市の方向性や今後のスケジュールについて質疑を行いました。

これに対して所管課から、現段階では総合計画に示す市の方向性は定まっておらず、今後2年をかけて策定していくが、まず、市民意識調査を実施し、これまでの検証を行っていく。その後、市民を交えた市民会議などを設け、市民の声を反映したものを策定していくとの答弁がありました。

2点目に、自治区公民館に関する補助金及び交付金が昨年度に比べ減額となっていることから、その要因について質疑を行いました。

これに対して所管課から、自治会への加入世帯数の減によるものであるとの答弁がありました。委員からは、自治会に加入していない職員もいることから、今後も職員の自治会加入に向けた指導を行うべきであるとの意見もありました。

3点目に、災害時における非常食などの確保については、昨年の豪雨災害の後、非常食だけでなく、その他の備品調達について、どのように計画しているのか質疑を行いました。

これに対して当局より、新たな備品については、今後開催される防災会議などで検討し、その後の補正予算で対応していくとの答弁がありました。

委員会としては、以上3点について所管課の答弁を認め、原案のとおり可決しました。

教育民生常任委員会

平成30年度直方市一般会計
補正予算（坑夫の像レプリ
カ作製業務委託料）

この委託料は、平成8年に直方駅前から中之島の導流堤に移設された坑夫の像のレプリカ作製に要するもので、平成30年度当初予算の説明では、坑夫の像は昭和29年に制作されたコンクリート製で、劣化が激しく移設ができないため、ブロンズ製のレプリカを作製し、石炭記念館の隣接地に設置したいとの説明でした。

委員会としては、坑夫の像の保存に若干の問題もあるが、レプリカ作製に資する委託料については必要なる予算として認めた経緯があることから、坑夫の像の移設を再検討し、委託料の減額を決定するに至った経過について質疑を行いました。

これに対して所管課から、彫刻家の意見を参考に、坑夫の像は移設できないと判断し、レプリカ作製の委託料を計上していたが、予

算の議決後、改めて美術品の移送業者に確認したところ、移送は可能ではないかとの意見があった。また、坑夫の像の移設を望む市民団体から移設費用の寄附があったことから、移設に向けて動き始めることになったもので、レプリカ作製の委託料については、執行残とするのではなく、補正減

することにしたとの答弁がありました。

委員会としては、移設の方向で動き始めたにもかかわらず、具体的な移設先も示されていない現状を踏まえ、今後、確実に移設ができるのか改めて質疑を行いました。

これに対して所管課から、レプリカの設置を当初予定していた石炭記念館周辺への設置が望ましいと考

えているが、設置場所についていろいろな意見があり、場所の決定ができていない。

今後、引き続き検討を続けながら補正予算での対応をお願いしたいとの答弁がありました。

ない状況を踏まえ、早急に移設先を確定するよう要望しました。

産業建設常任委員会

平成30年度直方市一般会計
補正予算（住宅管理費の委託料）

アスベスト分析調査業務が執行できなかった理由について質疑を行いました。

これに対して所管課から、当初、県との協議において補助対応が困難であるとの回答であったが、再協議の結果、翌年度の提案事業であれば補助対応が可能となったため、平成31年度予算で改めて計上する予定であるとの答弁がありました。

委員会としては、所管課の答弁を認め、原案のとおりに可決しました。

直方市市民公園条例等の一部を改正する条例

都市計画法により、開発者には開発面積の3%以上の公園（緑地）を設置する義務が生じ、市は開発区域

内の公園として受け取る必要があります。

市として、今後、開発によって設置された公園は、都市公園として管理していきますが、一方で、現在の市民公園の中にも開発によって設置された公園もあるため、これらを整理して都市公園として管理するために条例の改正を行うものです。

委員会としては、今回の改正により都市公園と市民公園が整理されることで、交付税措置による歳入も増えるのではないかとこの質疑が行われました。

これに対して所管課から、交付税措置の対象である都市公園にすることで歳入確保に努めることができることは承知しているが、今回は開発によって設置された公園の改正を行ったものであり、今後、市営住宅の再編や公園の規模、形態なども踏まえながら新たに都市公園として設置することができるものについては検討していきたいとの答弁がありました。

委員会としては、所管課の答弁を認め、原案のとおりに可決しました。

直方市ごみ散乱防止に関する条例の一部を改正する条例

平成6年6月から施行されているこの条例が現状に合っていない内容となっていることから、現状に合ったものにするものです。また、ごみ散乱防止に関して、関係機関や関係団体及び市民との協力・連携を重視する姿勢を明確にするもので、委員会としては、原案のとおりに可決しました。

人事案件

（敬称略）

◆直方市固定資産評価審査委員会委員

久富 努

◆人権擁護委員

安永 秀子

